



新潟市農業構想

企画・編集  
新潟市農林水産部農林政策課

発行者  
新潟市

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
TEL: 025-228-1000 FAX: 025-226-0021  
E-mail: nosei@city.niigata.lg.jp

# 新潟市 農業構想

Niigata City Agriculture Concept

2023  
|  
2030

新潟市 令和5年4月



新潟市

## はじめに

新潟市は、古くは北前船が寄港する「みなとまち」として栄え、現在では高い拠点性や、様々な都市機能が集積する「都市部」と自然環境に恵まれた「田園地域」とが近接し、双方の良さと価値を認め合いながら共存する暮らしやすいまちです。

信濃川と阿賀野川の二大河川に育まれた肥沃な大地からは、米をはじめ野菜、果樹、花き、畜産物など多様で良質な農産物が生産され、市内各地で農業体験や食文化を通じた地域づくりが進む、食と農の魅力にあふれた全国有数の大農業都市を形成してきました。



しかしながら、少子・超高齢社会の進展や人口減少による消費の低迷、担い手の減少など、農業を取巻く環境は大変厳しい状況にあります。

さらに、気候変動や国際情勢等の影響から、環境負荷の低減や食料安全保障への関心が高まっております。市民の皆さまの健康で豊かな暮らしを守るためにも、本市の強みである「食と農」の地域資源を最大限に活かし、生産者と消費者、様々な関係者による連携を通じて、自然環境とも調和した持続可能な農業が維持されていくことが重要です。

このような状況を踏まえ、このたび、本市農業・農村の更なる振興を図ることを目的に、施策の方向性を示す基本計画となる「新潟市農業構想」を策定しました。

今後、本構想をもとに、農業者をはじめとした市民の皆さまや農業関係団体及び事業者、国や県などと連携し、総合的かつ計画的に施策を推進します。そして、大農業都市としての強みに磨きをかけ、意欲ある担い手が夢をもち、取り組める農業の実現を目指すとともに、将来にわたり田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる都市づくりを進めてまいります。

結びに、本構想の策定にあたり多大なるご尽力をいただきました新潟市農業構想策定部会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました皆さまに心より感謝申し上げます。

令和5年4月

新潟市長 中原 八一



# 目次

新潟市農業構想について	1
-------------	---

## 第1章 農業・農村の現状と課題 2

1.1 農業を取り巻く社会情勢	2
1.2 本市の農業・農村の現状	7
1.3 新潟市の農業・農村の課題	25

## 第2章 新潟市の農業・農村の将来像 28

## 第3章 農業構想の基本方針 30

施策の体系図	35
--------	----

## 第4章 農業構想の実現方策 36

## 第5章 農業構想における目標 56

## 第6章 区別展開 57

## 第7章 農業構想の推進体制 63

7.1 構想推進に向け各主体に期待される役割	63
7.2 推進体制と進行管理	66

## 第8章 策定部会の経過 68

8.1 新潟市農業構想策定部会について	68
8.2 新潟市農業構想策定部会委員	68
8.3 開催状況と検討内容	68

## 用語解説 69

# 新潟市農業構想について

新潟市農業構想（以下、「本構想」という）は、新潟市農業及び農村の振興に関する条例に示された基本理念に基づき、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するもので、本市の食料、農業及び農村に関する基本計画となるものです。

## 新潟市農業及び農村の振興に関する条例における基本理念（第2条より）

### 食料

食料は、健康で豊かな市民生活を支えるものであることから、安心で安全な農産物が安定的に生産されるとともに、地域で生産された農産物（地場農産物）の当該地域内における流通及び消費の促進が図られなければならない。

### 農業

農業においては、農地、農業用水その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、これらが効率的に組み合わせられるとともに、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

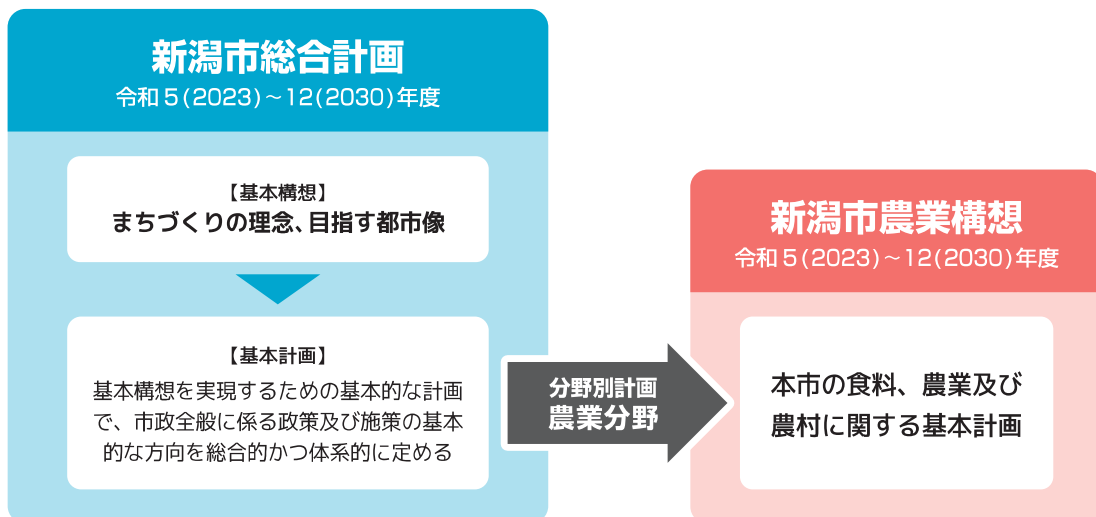
### 農村

農村は、良好な景観の形成、洪水の防止、生態系の保全等の農村の持つ多面的機能を有し、農産物の生産、生活及び地域活動が共存する場として整備及び保全が図られなければならない。

## 位置づけ

本構想は、本市における最上位計画である「新潟市総合計画」（以下、「市総合計画」という）の分野別計画としても位置付けられており、市総合計画が示す基本的方向と整合を図りながら、その方策・取組を的確・確実に進めることにより、本市農業・農村の振興につなげていきます。

また、国や県の各種農業振興関連計画とも整合・連携を図り進めていきます。



## 計画期間

本構想は、令和5(2023)年度を始期とし、令和12(2030)年度までの8年間とします。

計画期間開始後3年を目途に、社会経済状況の変化をふまえて本構想の中間見直しを行います。